別記第５号様式（第５条関係）

　　　　年　　月　　日

　様

函館市長

函館市ＵＩＪターン新規就業支援事業に係る地方就職支援金の

交付決定通知書

　函館市ＵＩＪターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき，　　年　　月　　日申請の地方就職支援金については，下記のとおり交付することを決定したので，同要綱第５条の規定により通知します。

記

１　地方就職支援金の額　　　　　　　　　　円

２　地方就職支援金交付の時期

３　付帯条件

　(1) この通知に係る地方就職支援金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは，文書をもって当該地方就職支援金の交付の申請を取り下げることができる。

(2) 大学等に在学中に交付申請する場合において，地方就職支援金の交付申請日から１年以内に要件を満たす職への就業を行わない見込となった場合および地方就職支援金の交付申請日から１年以内に函館市への転入を行わない見込となった場合，就業日から１年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合または地方就職支援金の交付申請日から５年以内に函館市から転出する見込みとなった場合は，速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) この地方就職支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは，この決定の全部もしくは一部を取り消し，またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(4) 事業の遂行にあたっては，この決定の内容およびこれに付した条件に従い，善良な管理者の注意をもってこれにあたること。

(5) 事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため，必要な事項の報告を求め，および関係する場所に立入調査を行うことがある。報告および立入調査に応じない場合，虚偽の内容を申請したものと推定し，(6)に定める返還請求を行う場合がある。

(6) 次のいずれかに該当するときは，移住支援金の全額または半額の返還を請求する。

ア　地方就職支援金の申請に当たって，虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ　大学等に在学中に交付申請する場合において，地方就職支援金の交付申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

ウ　大学等に在学中に交付申請する場合において，地方就職支援金の交付申請日から１年以内に函館市に転入しなかった場合（ただし，交付申請時に既に函館市に住民票がある場合を除く）：全額

エ　就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合　（ただし，退職日から３か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

オ　函館市への転入日から３年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし，函館市から住民票を移さず転出していた者については，要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から３年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合：全額

カ　転入日から３年以上５年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし，函館市から住民票を移さず転出していた者については，要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合：半額

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |